

令和5年3月24日

保険医療機関 御中

近畿厚生局京都事務所

令和4年度診療報酬改定において経過措置が設けられた  
施設基準に係る届出について（お知らせ）

平素から社会保険医療行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
令和4年度診療報酬改定において、令和5年3月31日に経過措置の期限が到来する施設基準について、同年4月1日以降も引き続き算定する場合は、届出が必要となりますので、下記にご留意の上、同年4月14日（金）〔必着〕までに届出を行っていただきますようお願いいたします。

なお、上記経過措置以外の施設基準に係る届出については、同年4月1日から算定するためには、通常どおり同年4月3日（月）〔必着〕が期限となりますので、ご留意願います。

記

1 届出について

(1) 対象となる保険医療機関

別紙「令和5年3月31日まで経過措置の施設基準」の「届出対象」の施設基準を届け出ている保険医療機関が対象となります。

(2) 提出書類

① 施設基準の要件を満たし、届出を行う場合

次の書類を提出してください。

- ・施設基準通知の別添7（表紙） ※基本診療料の場合
- ・施設基準通知の別添2（表紙） ※特掲診療料の場合
- ・別紙「令和5年3月31日まで経過措置の施設基準」の「届出が必要な様式」欄に記載の様式（他の様式は提出不要です）

※表紙に「経過措置に係る届出」と明記してください。なお、当局ホームページに設けた経過措置に関するページ（後述）に掲載している様式には、あらかじめ「経過措置に係る届出」と記載しています。

② 施設基準の要件を満たさず、施設基準の変更又は辞退を行う場合

要件を満たしていない場合は、変更又は辞退の届出をしてください。

（裏面に続く）

## 2 提出方法等

### (1) 提出先

近畿厚生局京都事務所（所在地：〒604-8153 京都市中京区烏丸通四条上ル  
笋町 691 りそな京都ビル 5 階）

### (2) 届出に用いる様式について

届出様式については令和 5 年 3 月 17 日（金）より近畿厚生局ホームページに掲載していますので、ダウンロード願います。

当局ホームページ [<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/>]

#### 【ホームページ掲載箇所】

トップページ上部「保険医療機関・薬局・訪看関係（お知らせ・手続のご案内）」の青色バナー →【診療報酬に関する届出・報告】→・令和 5 年 3 月 31 日に経過措置の期限が到来する施設基準に係る届出

※トップページの「重要なお知らせ」欄から入ることも可能です。

### (3) 提出期限

#### 令和 5 年 4 月 14 日（金）【必着】

令和 5 年 4 月 14 日（金）までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについて、同月 1 日に遡って算定することができるとする取扱いは、上記 1（2）①の経過措置に係る届出に限った取扱いですので、ご留意ください。

また、同年 4 月 14 日（金）までに届出書の提出がない場合は、当該施設基準について、同年 4 月 1 日以降引き続き算定することはできません。

なお、上記 1（2）②の当該施設基準の要件を満たさず、他の施設基準を届出する場合の提出期限は同年 4 月 3 日（月）ですので、注意してください。

### (4) 提出方法

提出は、「郵送」もしくは「持参」のどちらでも結構ですが、郵送の場合提出期限にご留意ください。

## 3 留意事項

(1) 届出書は、1 通提出してください（副本の提出は不要です）。

(2) 経過措置に係る要件を満たしているか、貴院で必ず確認してください。

(3) 経過措置に係る要件の詳細については、告示・通知等をご確認ください。

なお、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い（その 26）」（令和 2 年 8 月 31 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の 1（2）に該当する保険医療機関等については、1（2）に該当する前に満たしていた診療実績等に係る要件について、施設基準を満たしていない場合であっても、直ちに施設基準を取り下げる必要はありませんが、通知に基づき届出を行う必要があります。のでご留意願います。

【お問い合わせ先】近畿厚生局京都事務所審査課  
Tel.075-256-8681